

※この助成制度は令和7年度で終了となります。

## 木造住宅解体工事についてのご案内

- ・ 解体工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・ 令和7年度の2月末までに解体工事を完了し、完了報告の提出が必要です。

耐震化が必要な木造住宅の解体を検討されている方に対して、解体費用の一部を助成します。

木造住宅を解体するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

### 市の助成制度

対 象：次のすべてを満たすもの

- ・ 自己の居住の用に供する住宅（申請日から1年未満の間に転居したものを含む）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（借家を除く）
- ・ 耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅
- ・ 居住のための設備（浴室・台所・便所）を全て兼ね備えた住宅（※付属建築物等は対象になりません。）
- ・ 住宅解体後に建替え、または耐震性のある住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅または耐震評点が1.0以上の住宅）へ住み替えるもの

対象とならない住宅の例  
×空き家  
×借家  
×相続等で所有者となった居住者がいない住宅  
×解体済みの住宅

補助額：解体工事費の23%に相当する額

※対象の住宅の解体にかかる費用のみが補助額の対象となります。

※高齢者等世帯で、住み替えを行う方は移転費用についても補助があります。

	限度額
高齢者等世帯 子育て等世帯	50万円
その他の世帯	30万円

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書（様式第4号）
2. 収支予算書
3. 見積書の写し
4. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの（確認通知書の写し・固定資産評価証明書など）

5. ≪申請者の住所と建築物の所在地が異なる場合≫
  - ・ 1年以内の居住を確認できるもの（住民票、免許証等）
  - ・ 所有者を確認できるもの（建物謄本等、固定資産評価証明書では不可）
6. ≪所有者以外による申請の場合≫
  - 所有者の承諾書
7. 案内図
8. 既存住宅の配置図及び各階平面図
9. 事業着手前の写真（原則、カラーで提出すること）
10. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
11. ≪高齢者等世帯・子育て等世帯の場合≫
  - 家族構成報告書
12. ≪高齢者等世帯・子育て等世帯の場合≫
  - 65歳以上であること又は障害者等であること
  - 若しくは18歳未満で就学していることが確認できる書類の写し
13. 市税完納証明書（市民税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）  
または同意書
14. ≪建替えの場合≫
  - 新築する住宅の確認済証の写し
15. ≪住み替えの場合≫
  - 住み替えする住宅の建築物の所在地、用途、新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）であることを確認できるもの  
（建物謄本、確認通知書の写し、固定資産評価証明書など）

以下の書類については、届出後速やかに提出してください。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. ≪届出対象工事（延床面積80㎡以上）の場合≫
  - 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書及び分別解体等の計画書の写し
2. ≪1に該当しない場合≫
  - 施工業者が建設業法第3条の規定による許可を受けている又は建設リサイクル法第21条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し
3. 建築物除却届又は建築工事届の写し

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知の受領後に工事契約、工事着手を行ってください。

交付申請書を提出、交付決定通知を受領



- ・ 契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）
- ・ 解体工事に着工

解体工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書（様式第29号）
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 契約書の写し
5. 事業の完了を確認できる写真（原則、カラーで提出すること）  
※解体工事後（更地）の写真
6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し  
※マニフェストはE票の写し（電子マニフェストの場合は、最終処分終了時が記入されているもの）が必要となりますが、処分等に時間を要するため、完了報告時にE票が間に合わない場合は、A票の写しを添付し提出してください。後日、処分が終わり次第E票を提出してください。

完了報告書が提出されると、解体工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

※高齢者等世帯とは・・・

- ①65歳以上の者のみが居住する世帯  
※事業完了までに65歳に達する者も含む  
※15歳未満の者又は18歳未満で就学している者の同居を含む
- ②身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯
- ③要介護者又は要支援者が居住する世帯
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

※子育て等世帯とは・・・

- ①身体障害程度等級が3級から6級までに該当する者が居住する世帯
- ②子供が2人以上居住する世帯  
(15歳未満の者又は18歳未満で就学している者に限る)

※居住のための設備を全て兼ね備えた住宅とは・・・

- ・浴室（シャワールームを含む）
- ・台所
- ・便所

上記、3点の設備が全て備わっている住宅

増築などで後から加えた部分がある場合等は、お問い合わせください。

**※この助成制度は令和7年度で終了となります。**

## 木造住宅移転事業についてのご案内

木造住宅解体の補助事業を使用する高齢者等世帯で、新耐震基準の住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）に住み替えを行う方にのみに対し、移転（引越し）の費用について助成する制度です。 **※建替えを行う場合は対象となりません。**

**対 象**：木造住宅解体の補助制度を使用する高齢者等世帯で、新耐震基準の住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）に住み替えを行う方

**補助額**：移転（引越）にかかる費用と10万円を比較し、少ない額

移転事業を使用する場合は、交付申請、完了報告が通常の解体補助金と違う点がありますのでご注意ください。

通常の解体補助制度の提出書類と下記の点が**変更・追加**となります。

### ○交付申請 提出書類○

1. 交付申請書（様式第13号の4）
3. 見積書の写し（解体費用の見積書及び、移転（引越し）費用の見積書）。

### ○完了報告 提出書類○

1. 完了報告書（様式第38号の4）
3. 領収書等の写し（解体工事及び移転（引越し）費用の領収書等）
7. 移転したことが確認できる書類（住民票の写し等）